

3-1 新規性喪失の例外

すでに説明したように新規性がない発明について特許はとれません。しかし、自分の発明について自発的に公開した場合に、新規性がなくなっていないとみなして審査してくれる特別の規定があります。

● 出願する前に学会で発表した！

技術者・研究者の方は、研究実績を学会で発表することが頻繁にあると思います。しかし、学会で発表することでその研究実績としての発明は公開されることとなりますので、その時点で発明の新規性はなくなります。よって、学会で発表した後にその発明について特許出願しても、出願する時点ですでに新規性がないこととなりますので、原則的には特許出願しても特許をとることができません。

ただし、このような場合、出願する際に特別の手続き（☞32）を合わせて行くと、**新規性喪失の例外**の適用を受けることができ、学会での発表等によって新規性がなくなった発明について、新規性はなくなっていないとみなして審査してもらうことができます。

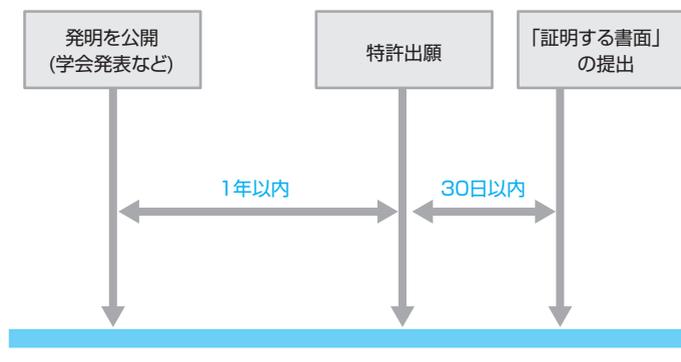
つまり、新規性喪失の例外とは、本来は新規性がなくなる行為であっても、それが「特許を受ける権利を有する者の行為」に起因している場合（簡単にいえば、発明者や出願人による積極的な公開の場合）、その行為を行ってから1年以内に特許出願すれば、新規性がなくなっていないとみなすという規定です。

ここで「特許を受ける権利を有する者の行為」とは、例えば次のような行為です（☞33）。

- 公開試験を行う（例：ロケットの発明）。
- 刊行物（学術論文など）に発表する。
- インターネットやテレビで発表する。
- 学会や博覧会で発表する。
- 研究開発の資金調達のために投資家へ説明する。
- 研究開発コンソーシアムにおける勉強会で口頭発表する。

なお、特許、実用新案、意匠または商標の出願を行った後または登録後に公開される公報に掲載されることで新規性がなくなった場合は、新規性喪失の例外の適用を受けることができません（第30条第2項）。

新規性喪失の例外（3-1）



新規性喪失の例外（他者との関係）（3-2）

